穴水町復興公営住宅入居の手引き
（追加募集）

穴水町

令和 8 年 11 月

目　次

1. 復興公営住宅とは..... 1

2. 入居者募集と申込について..... 2

3. 入居者選定について..... 6

4. 費用及び入居に関する条件等について..... 7

参考

（1）復興公営住宅の家賃算定の基礎となる政令月収の算出方法.....10

（2）よくある質問（ＱＡ）.....14

1. 復興公営住宅とは

穴水町では、「穴水町復興公営住宅」（災害公営住宅）を整備します。

「穴水町復興公営住宅」とは、災害により**住宅を失い、自力で住宅の再建が難しい被災世帯**のため、国の助成を受けて整備する**低廉な家賃の賃貸住宅（公営住宅）**です。

本手引きは、復興公営住宅の入居申込の**追加募集**に係る入居資格や入居者選定の方法等の内容をとりまとめたものです。

■「穴水町復興公営住宅」の概要（追加募集住宅のみ）

概要	町が新たに供給・管理する、被災世帯向けの賃貸住宅（公営住宅）
建て方	共同住宅タイプ
建物の性能	新築　町営住宅整備基準に基づく
間取り	1DK、3DK の 2 タイプ
入居開始時期	完成次第、順次入居
入居資格	P3 「2.（2）入居資格」を参照
家賃等	P7 「4.（1）家賃等」、P9 「4.（2）家賃以外の費用」を参照
入居に関する条件等	P9 「4.（3）入居に関する条件等」を参照

■復興公営住宅のイメージ（建て方タイプ別）

共同住宅タイプ

※キラリうわのの写真です。









2. 入居者募集と申込について

(1) 入居者募集

・穴水町が整備する「穴水町復興公営住宅」の**「追加入居者募集」（申込受付及び入居審査）**を行います。

・今回の入居者募集に**申込ができるのは、(2) の入居資格を満たし、これまで復興公営住宅に一度も申し込みを行っていない世帯**です。
※7 月 7 日までの入居申し込みを行った世帯は今回申込できません。

・町外に居住している世帯も申込可能です。

・申込により、**入居予定団地及び間取りを内定**します。団地及び間取り別に入居者募集を行い、募集戸数を超える応募世帯数があった場合は、抽選を行います。
抽選を行う場合、被災時に町内に居住していた世帯からの申込を優先します。

・入居予定団地及び間取りの内定後、**当該団地の完成前**に、**「入居直前審査」・「入居住戸（部屋）の決定（抽選など）」**を行います。なお、既に完成している団地については、準備ができ次第、入居手続きを行います。

・入居予定団地の完成後は、速やかに入居できるようお願いします。

（2）入居資格

・条件①～④を全て満たす世帯とします。

●条件①：災害により住宅を失った世帯※で、住宅に困窮している世帯であること

※原則、り災証明書で、「住家」が「半壊」以上　＋　解体済または解体予定の方

全壊　大規模半壊　中規模半壊　半壊

＋

被災した住宅を解体済または解体予定の世帯

・**長期避難世帯の認定を受けた世帯**も対象

・**入居時は、収入要件（入居できる収入の上限基準）なし**

●条件②：申込名義人及び同居人が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第 2 条第 6 号に規定する「暴力団員」でないこと

●条件③：住宅再建のための支援制度の交付を受けていないこと
（交付を受けている場合は、返還する必要があります）

■住宅再建のための支援制度
- 「被災者生活再建支援金」（加算支援金）
- 「穴水町住宅耐震改修等工事費補助金」
- 「穴水町被災宅地復旧補助金」
- 能登半島地震住宅取得奨励金」
- 「穴水町住まい再建支援金（建設・購入、修繕）」
- 「穴水町転居費用助成金」（恒久的な住まいに転居した場合）

●条件④：居住できる住宅を所有していないこと

※　特別な事情を抱える被災世帯の方の入居資格は、Ｐ.14　参考（2）よくある質問（ＱＡ）をご確認ください。

（3）申込方法

・申込書に、必要事項（間取り・団地名（第 1～3 希望）・その他等）を記入の上、次の必要書類を添えて、役場復興推進課住宅整備室へ提出してください。
・やむを得ない場合は、郵送での申込も受け付けます。
・申込書は、役場復興推進課住宅整備室で受け取るか又は町のホームページからダウンロードください。

【必要書類】

①穴水町復興公営住宅 入居申込書（追加募集）
②り災証明書の写し
③長期避難世帯証明書の写し（該当者のみ）
④入居予定者全員の続柄が記載された住民票の写し
＊交付手数料 300 円（6 人以上の世帯は 500 円）
⑤被災家屋等の解体撤去完了通知書の写し又は滅失登記簿謄本の写し
＊「長期避難世帯」は不要です。
＊解体が済んでない場合は、「入居直前審査」までにご準備ください。

（4）追加申込可能な間取り

・2 タイプの間取りがあります。
・入居予定人数などにより申込のできる間取りは異なります。

■復興公営住宅の間取りと面積

間取り	1DK	3DK
室の構成	台所食事室と個室 1 室	台所食事室と個室 3 室
住戸面積	約 40～50 ㎡（約 12～15 坪）	約 60～70 ㎡（約 18～21 坪）
申込できる世帯	1～2 人世帯	2 人以上世帯

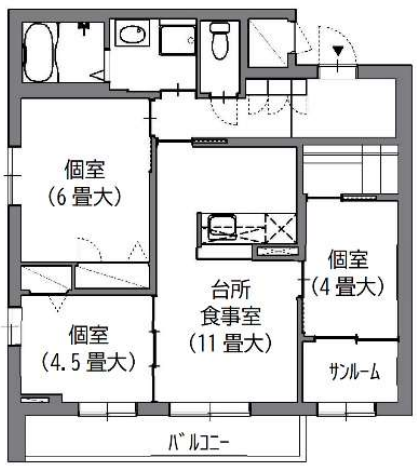
■間取りのイメージ（共同住宅タイプ）

※キラリうわの、白山第 2・第 3 団地：代表的な間取りのイメージです。

●1DK



●3DK



（5）申込対象の団地について

・申込対象の団地は、以下の 2 団地です。（白山第 2 団地と第 3 団地は別の団地ですが、近接しているため申込時点では 1 つの団地として取り扱い、入居住戸の決定時にそれぞれの団地への振り分けを行います。）

・団地により間取り別戸数や建て方タイプ、完成予定時期、駐車場料金等が異なります。

■申込対象の団地

NO	団地名	間取り別戸数			建て方タイプ（構造・階数）	完成予定時期	駐車場料金
		計	1DK	3DK			
①	上野団地	50 戸	2 戸	2 戸	共同住宅タイプ（鉄骨造3階建）	令和 8 年 9 月	無料
②	白山第 2・3 団地	49 戸	1 戸	—	共同住宅タイプ（鉄骨造3階建）	令和 9 年 3 月	1,000 円/台・月

■団地位置図



3. 入居者選定について

(1) 入居者選定の方法

1) 団地・間取りの申込世帯数が募集戸数以下の場合

・令和 8 年 12 月 11 日までに団地・間取りの内定通知を送付します。
抽選会は行いません。

2) 団地・間取りの申込世帯数が募集戸数を上回る場合

・令和 8 年 12 月 11 日までに抽選の会場・集合時刻等をお知らせする通知を送付します。
・ただし、被災時に町内に居住していた世帯を申込優先とさせていただきますので、被災時に町内に居住していた世帯からの申込が募集戸数を以上となった場合、被災時に町外に居住していた世帯からの申込は落選となるため、町外からの申込世帯に対しては、落選の通知を送付します。
・申込名義人の方は、通知を持参の上、抽選に参加してください。(申込名義人の方が参加できない場合には、代理の方（家族等）が通知を持参の上、抽選に参加してください。)
・抽選の流れは以下のとおりです。
　・団地・間取り毎に抽選を行います。
　・申し込んだ団地に落選し、申込世帯数が募集戸数以下の団地がある場合、そちらへの入居変更が可能です。
　・変更した申込世帯数が募集数を上回った場合は、再度抽選を行います。

(2) 抽選における優先世帯の考え方

1) 優先世帯

・被災時に町内に居住していた世帯です。

※り災証明書に記載の住所で判断します。

4. 費用及び入居に関する条件等について

（1）家賃等

1）家賃

・家賃は、世帯構成や年齢、世帯収入、住戸面積等によって異なります。
　また、前年の年収や住宅の経過年数等により毎年見直しを行います。
・家賃は、入居可能日からお支払いいただく予定です。家賃の減免はありません。
　P.10　参考（2）よくある質問（ＱＡ）のQ13 をご参照ください。

■入居１年目の家賃（月額）※1の目安

収入分位	政令月収※2	穴水地区（鉄骨造を想定）		
		約 45 ㎡	約 55 ㎡	約 65 ㎡
1	104,000　円以下	15,700 円	19,200 円	22,700 円
2	104,001～123,000　円以下	18,200 円	22,200 円	26,200 円
3	123,001～139,000　円以下	20,800 円	25,400 円	30,000 円
4	139,001～158,000　円以下	23,400 円	28,600 円	33,900 円
5	158,001～186,000　円以下	26,800 円	32,700 円	38,700 円
6	186,001～214,000　円以下	30,900 円	37,800 円	44,700 円
7	214,001～259,000　円以下	36,200 円	44,200 円	52,300 円
8	259,001　円以上	41,700 円	51,000 円	60,300 円

収入分位 5 以上は、”一定以上の収入”がある収入超過者がいる世帯です。
“一定以上の収入”がある世帯は、公営住宅制度上、入居 4 年目以降の家賃額が、“国が別で定めた算出方法で計算された割増家賃”になります。詳しくは、P.10　2）入居後の注意事項をご確認ください。
ただし、60 歳以上のみの世帯や障害者がいる世帯、未就学児のいる世帯等は、区分 8 以上が”一定以上の収入”がある世帯です。詳しくは、P.12　参考（1）復興公営住宅の家賃算定の基礎となる政令月収の算出方法　をご確認ください。

※1　入居１年目の家賃です。上表の家賃以外に、共益費・駐車場代・光熱水費が必要です。
※2　家賃算定に必要となる月平均所得額のことです。
　＊算定方法は、P.12　参考（1）復興公営住宅の家賃算定の基礎となる政令月収の算出方法をご確認ください。

2）入居後の注意事項（一定以上の収入のある世帯の家賃の割り増し等について）

・以下に該当する**“一定以上の収入”がある世帯**は、公営住宅制度上、**入居 4 年目以降**の家賃額が、“国が別で定めた算出方法で計算された割増家賃”となるため、**入居 4 年目以降に非常に高い家賃が適用**されます。

①収入超過者について

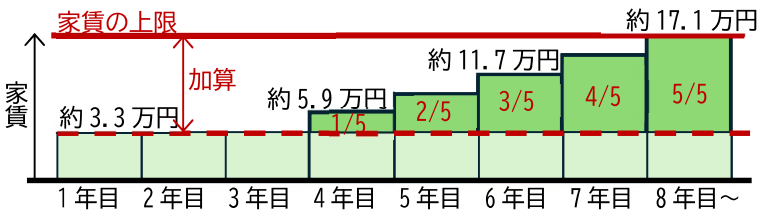
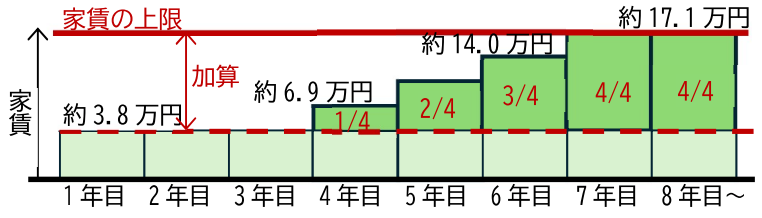
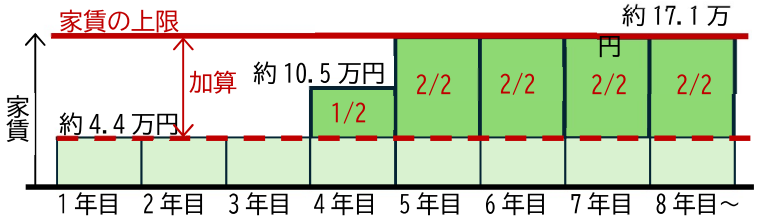
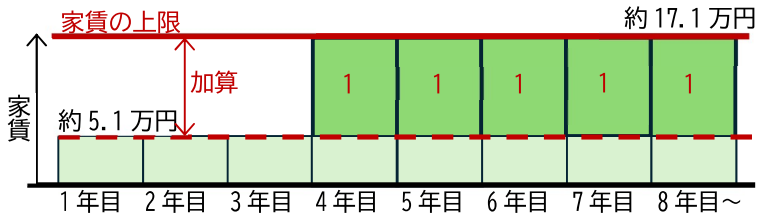
・3 年以上居住し、政令月収が 15.8 万円を超える世帯※のことを収入超過者といいます。
（※障害者・高齢者・子育て世帯等の場合は、政令月収が 21.4 万円を超える世帯）

・収入超過者の家賃には、国が定める方法で算出される家賃の上限額に収入分位に応じて割増率を乗じた額を加算した金額の家賃の割り増しが発生します。

・収入超過者には住戸の「明渡し努力義務」が発生します。

・下図に収入超過者の家賃（月額）の割り増しの例を示します。

■収入超過者の家賃の割り増し例（穴水地区の災害公営住宅(鉄骨造、住戸の面積 55 ㎡)を想定）

●ケース 1 政令月収 15.8～18.6 万円 以下（収入分位 5）の場合	家賃の上限まで、入居 4～8 年目に段階的に割り増しが行われます。 
●ケース 2 政令月収 18.6～21.4 万円 以下（収入分位 6）の場合	家賃の上限まで、入居 4～7 年目に段階的に割り増しが行われます。 
●ケース 3 政令月収 21.4～25.9 万円 以下（収入分位 7）の場合	家賃の上限まで、入居 4～5 年目に段階的に割り増しが行われます。 
●ケース 4 政令月収 25.9 万円超え （収入分位 8） の場合	家賃の上限まで、入居 4 年目に割り増しが行われます。 

※上表の家賃は例であり、実際には住宅の立地、構造、建設費等により異なります。

②高額所得者について

・5 年以上居住し、直近 2 年連続して政令月収が 31.3 万円を超える世帯のことを高額所得者といいます。高額所得者には、住戸の「明渡し義務」が発生し、退去していただくことになります。

・高額所得者の家賃は、国が定める方法で算出される家賃の上限額となります。家賃の支払いをしても「明渡し義務」の対象であることは変わりません。

(2) 家賃以外の費用

1) 共益費

・団地生活上必要な共同費用は、入居者の負担です。(費用は団地ごとに決めることになります)

2) 駐車場料金

・駐車場は、原則 1 世帯 1 台とし、2 台目以降については、空き状況に応じて、希望者を募集します。募集台数に対し、希望者数が上回った場合には、抽選により決定します。
・2 台目以降の募集を行い、空きがある場合には、さらに募集を行います。
・駐車場料金は、白山第 2・3 団地では、1,000 円/台・月です。他の団地は不要です。

3) 退去修繕費

・退去時には、入居時の状態に部屋を戻す「原状回復」義務を負うことになります。

4) 敷金

・免除とします。

(3) 入居に関する条件等

1) 緊急連絡先

・緊急連絡先として、緊急時に確実に連絡ができる成人(申込名義人以外)が 1 名必要です。

＊緊急連絡人とは、入居者に異常があった時などに、町から連絡し、確認を行っていただく方です。滞納家賃の保証は含みません。

2) 入居手続き

・入居住戸(部屋)の決定から 10 日以内に入居手続きを行います。手続き完了後、町から入居可能日の通知を受けた日(毎月 1 日)から入居することができます。やむを得ない理由がある場合は、翌月 1 日からの入居とすることができます。
・上記期間内に入居しない場合には、入居を取り消す場合があります。入居を取り消された者については、一定期間、復興公営住宅に申込みできない場合があります。
・家賃は入居可能日からお支払いいただく予定です。

参考

（1）復興公営住宅の家賃算定の基礎となる政令月収の算出方法

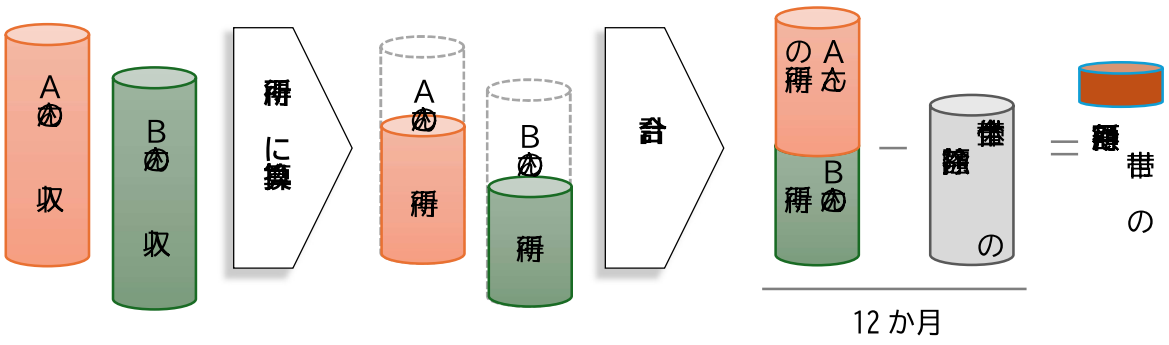
1）基本的な考え方

・復興公営住宅の家賃は、世帯構成や年齢、世帯収入、住戸面積等によって異なります。また、前年の年収や住宅の経過年数等により毎年見直しを行います。

・具体的には、下記に示す計算方法で政令月収を算出し、政令月収に応じた区分（収入分位）に振り分けられます。そして、家賃は、振り分けられた区分（収入分位）ごとに、住戸面積などその他の条件を加味して設定されています。

・政令月収とは、「入居者全員の１年間の所得の合計額」から法で定める「控除額」を差し引いた後、12 か月で割ることにより算出する月収のことです。ここでは政令月収の算出方法を整理しています。

政令月収＝（ A 所得金額 － B 控除額 ）÷12



■政令月収の対象となる収入・対象とならない収入

政令月収の算出対象となる収入	・働いて得た収入（給与、報酬、事業等） ・年金または恩給（遺族、障害、労災によるものは除く） ・配当所得 ・不動産所得 ・その他所得等 ※パートやアルバイト、季節労働も対象となります。勤め始めて間もない収入も計算します。ただし、申込日時点において既に辞めた仕事の収入は除きます。
政令月収の算出対象とならない収入	・仕送り　・遺族年金　・障害年金　・労災年金 ・労災保険金　・休業補償金　・雇用保険金　・職業訓練受講給付金 ・一時所得　・生活保護による扶助費　・奨学金 ・中国残留邦人等支援給付金　・災害支援金　・災害見舞金 ・その他、課税対象とならない収入

2）計算方法

A 所得金額

①給与所得者

税金や社会保険料を差し引く前の「給与収入金額」から、所得税法に規定する給与所得控除額を控除した後の金額を「給与所得金額」とします。

■給与所得金額の計算

給与収入金額 （源泉徴収票の「支払金額」）	給与所得金額 （源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」）
0円 ～ 650,999円	0円
651,000円 ～ 1,899,999円	給与収入金額－650,000円
1,900,000円 ～ 3,599,999円	端数整理※後の給与収入金額×0.7－80,000円
3,600,000円 ～ 6,599,999円	端数整理※後の給与収入金額×0.8－440,000円
6,600,000円 ～ 8,499,999円	給与収入金額×0.9－1,100,000円
8,500,000円 ～	給与収入金額－1,950,000円

※端数整理：給与収入金額を4,000で割り、小数点以下を切り捨てた後、4,000を掛けます

②事業所得者等

自営業者などで所得金額を確定申告する方の場合は、前年の収入金額から必要経費を差し引いた後の事業所得、利子所得、配当所得の総所得金額が対象となります。

③公的年金受給者

課税対象の総年金収入額（2種類以上ある場合はすべて含む）をもとに、所得税法に規定する公的年金等控除額を控除した後の金額を「年金所得金額」とします。

■年金所得金額の計算

受給者の年齢	年金収入金額（税込）	年金所得金額
65歳以上	0円 ～ 1,100,000円	0円
	1,100,001円 ～ 3,299,999円	年金収入額－1,100,000円
	3,300,000円 ～ 4,099,999円	年金収入額×0.75－275,000円
	4,100,000円 ～ 7,699,999円	年金収入額×0.85－685,000円
	7,700,000円 ～ 9,999,999円	年金収入額×0.95－1,455,000円
	10,000,000円 ～	年金収入額－1,955,000円
65歳未満	0円 ～ 600,000円	0円
	600,001円 ～ 1,299,999円	年金収入額－600,000円
	1,300,000円 ～ 4,099,999円	年金収入額×0.75－275,000円
	4,100,000円 ～ 7,699,999円	年金収入額×0.85－685,000円
	7,700,000円 ～ 9,999,999円	年金収入額×0.95－1,455,000円
	10,000,000円 ～	年金収入額－1,955,000円

B 控除額

区分	区分の概要	控除額 （該当者１人につき）
1. 基礎控除振替	給与所得または公的年金等のある方（世帯主含む）	10 万円※1
2. 同居親族控除・別居扶養親族控除	同居している親族＋別居している所得税法上の扶養親族	38 万円
3. 老人控除対象配偶者・老人扶養控除	所得税法上の控除対象配偶者または扶養親族のうち、70 歳以上の扶養親族・配偶者	10 万円
4. 扶養親族控除	所得税法上の扶養親族のうち、16～23 歳未満の人数	25 万円
5. ひとり親控除	次のア～エすべてに該当する方 ア 現に婚姻をしていないまたは配偶者の生死が不明 イ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいない ウ 年間の所得額が 48 万円以下の子がいる エ 年間の所得額が 500 万円以下である	35 万円※2
6. 寡婦控除	次のア～ウのいずれかに該当する方 ア 夫と離婚してから婚姻しておらず、扶養親族を有し、年間の所得の見積額が 500 万円以下 イ 夫と死別してから婚姻していない、または夫の生死が不明で年間の所得の見積額が 500 万円以下 ウ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいない （「5. ひとり親控除」に該当する方は除く）	27 万円※3
7. 障害者控除	本人または「2. 同居親族控除・別居扶養親族控除」に該当する方で、障害者手帳または療育手帳等を交付されている方 （「8. 特別障害者控除」に該当する方は除く）	27 万円
8. 特別障害者控除	名義人、同居者及び別居の扶養親族で、1 級または 2 級の障害者手帳、A 判定の療育手帳または 1 級の精神障害者保健福祉手帳を交付されている方等	40 万円
9. 所得金額調整控除	給与所得と年金等所得の両方の所得がある方	上限 10 万円※4

※1 該当者の給与所得等の金額が 10 万円未満の場合は当該金額

※2 該当者の所得金額から「1. 基礎控除振替」（10 万円）を控除した残額が、35 万円未満の場合は当該金額

※3 該当者の所得金額から「1. 基礎控除振替」（10 万円）を控除した残額が、27 万円未満の場合は当該金額

※4 控除額は「給与所得（上限 10 万円）＋公的年金等所得（上限 10 万円）－10 万円」の計算式により算出

3）収入による区分と“一定以上の収入”がある世帯の取り扱い

・公営住宅制度上、町営住宅（穴水町復興公営住宅を含む）の入居世帯は、世帯属性に応じて「本来階層」と「裁量階層」に区分されます。「裁量階層」は、下表のとおり、60 歳以上のみの世帯や障害者がいる世帯、未就学児のいる世帯等、特に居住の安定を図る必要がある世帯が該当し、収入要件が緩和されています。裁量階層以外の世帯は「本来階層」となります。

・本来階層は収入分位 5（政令月収 15.8 万円～）以上、裁量階層は収入分位 8（政令月収 25.9 万円～）以上になると、“一定以上の収入”がある世帯（収入超過者または高額所得者）となります。

・“一定以上の収入”がある世帯（収入超過者または高額所得者）は、公営住宅制度上、入居 4 年目以降の家賃額が、“国が別で定めた算出方法で計算された割増家賃”に引き上げられます。

■本来階層と裁量階層の区分

本来階層	裁量階層
右記に該当する者がない世帯	・60 歳以上の単身世帯 ・世帯員が 60 歳以上のみの世帯 ・世帯員が 60 歳以上と 18 歳未満のみの世帯 ・小学校に入る前の子どもがいる世帯 ・障害者のいる世帯 ・戦傷病者・海外引揚者・原爆被災者・ハンセン病入所者

■収入による区分と一定以上の収入”がある世帯の関係

区分（収入分位※）（%）		政令月収（円）		本来階層	裁量階層
1	0 ～ 10	0 ～	104,000		
2	10 ～ 15	104,001 ～	123,000		
3	15 ～ 20	123,001 ～	139,000		
4	20 ～ 25	139,001 ～	158,000		
5	25 ～ 32.5	158,001 ～	186,000		
6	32.5 ～ 40	186,001 ～	214,000		
7	40 ～ 50	214,001 ～	259,000		
8	50 ～	259,001 ～		”一定以上の収入”	
高額	60 ～	312,000 ～		がある世帯	

※　全国の 2 人以上世帯を収入の低い順に並べたもの

(2) よくある質問（ＱＡ）

Ｑ1. 住宅再建のための支援制度の交付を既に受けている場合、入居申込は可能ですか。

⇒下記の支援制度の交付を受けている方は、穴水町復興公営住宅への入居申込ができません。
入居申込をする場合は、支援金を返還する必要があります。
なお、穴水町による支援制度（②～⑥）は、復興公営住宅の入居が「内定」した時点で利用できなくなります。

［住宅再建のための支援制度］

①「被災者生活再建支援金」（加算支援金）
②「穴水町住宅耐震改修等工事費補助金」
③「穴水町被災宅地復旧補助金」
④「能登半島地震住宅取得奨励金」
⑤「穴水町住まい再建支援金（建設・購入、修繕）」
⑥「穴水町転居費用助成金※」※復興公営住宅に転居する場合を除く

Ｑ2. 半壊以上だが住宅を解体できない場合、入居申込は可能ですか。

⇒長期避難世帯などを除き、解体済または解体予定でなければ、入居申込ができません。
長期避難世帯を含め、解体できない特別の事情がある場合は個別にご相談ください。

Ｑ3. 準半壊以下だが住宅を解体した場合、入居申込は可能ですか。

⇒準半壊以下であっても、
「①　居住が困難であると判断し解体を余儀なくされた場合」、「②　修繕や補修では住宅の機能を回復できないため住宅の解体を余儀なくされた場合」は、半壊以上で住宅を解体した場合と同様に取り扱いますので入居申込は可能です。個別にご相談ください。
例：土砂災害特別警戒区域内にある、長期避難世帯の認定を受けている

Ｑ4. 準半壊以下だが、被災した住宅に居住できない場合は、「居住できる住宅を所有していない」と取り扱われますか。

⇒準半壊以下で解体していない場合であっても、居住が困難であると判断される場合は、「居住できる住宅を所有していない」ものとして取り扱います。個別にご相談ください。
例：土砂災害特別警戒区域内にある、長期避難世帯の認定を受けている

Ｑ5. 被災した住宅を売却した場合は、「居住できる住宅を所有していない」と取り扱われますか。

⇒特別の事情により、やむをえず売却した方は「居住できる住宅を所有していない」ものとして取り扱います。個別にご相談ください。

Q6. 賃借人で退去を余儀なくされた場合は、「居住できる住宅を所有していない」と取り扱われますか。

⇒災害に起因して退去を余儀なくされた場合は、「居住できる住宅を所有していない」ものとして取り扱います。個別にご相談ください。

Q7. 被災後に世帯分離（独立・離婚など）した場合は、それぞれの世帯が入居申込することが可能ですか。

⇒入居資格の条件を満たすのであれば、それぞれの世帯が入居申込をすることができます。
例：被災後に 2 世帯に分離した場合は 2 戸申し込むことが可能

⇒ただし、夫婦で別居など、家族を不自然に分割または合併している場合は、その限りではありません。特別の事情がある場合は、個別にご相談ください。

Q8. 被災後に結婚や出産で人員が増えた（る）場合は、その世帯員も被災世帯の一員と取り扱われますか。

⇒申込名義人が被災世帯であり、被災後に結婚や出産で人員が増える場合、住民票の記載事項において、申込名義人との続柄が夫や妻、子などと判断できる世帯員は、申込名義人と同様に被災世帯の一員として取り扱います。

※　被災前に婚姻関係にあり、かつ、別の場所で暮らしていた夫婦が、被災後に世帯合併した場合についてはこの限りではありません。

Q9. 被災世帯と被災していない方が、結婚や出産以外の理由で同居した(する)場合は、同居した世帯員も被災世帯の一員と取り扱われますか。

⇒申込名義人が被災世帯であり、生活の介助が必要な場合など特別の事情があって同居している場合、当該世帯員については、1 名に限り、申込名義人と同様に被災世帯の一員として取り扱います。特別の事情がある場合は、個別にご相談ください。

Q10. 入居団地・間取りの内定後に、他の復興公営住宅に入居申込をすることはできますか。

⇒一度、入居団地・間取りが内定した後には、原則、他の復興公営住宅への入居申込はできません。特別な事情がある場合は、個別にご相談ください。

Q10. 復興公営住宅について、入居後3年間の家賃を無償にすると報道で見ました。具体的な内容を教えてください。

⇒復興公営住宅、既存の公営住宅、公的賃貸住宅（木造仮設住宅を転用した賃貸住宅、特定公共賃貸住宅等）に入居する以下の要件をすべて満たす世帯が入居から3年間家賃が無償化されます。詳細については、県のホームページをご確認ください。

【対象世帯】

1. 令和6年能登半島地震・奥能登豪雨により住宅を失っていること
 - り災証明書で「住家」が「半壊」以上で解体済または解体予定の世帯
 - 長期避難世帯
2. 現に住宅に困窮していることが明らかであること
 - 住宅（居住できる建物）を所有していない
3. 被災者生活再建支援金の加算支援金を受給していないこと

Q11. 追加募集は被災時に町外に居住していた被災世帯の入居申込は、可能ですか。

⇒被災時に町外に居住していた被災世帯も入居申込の対象です。

⇒だたし、被災時に町内に居住していた被災世帯が優先されるため、募集数が町内に居住していた被災世帯でうまった場合、被災時に町外に居住していた被災世帯は、抽選を行うことなく落選となります。

Q12. 現在の収入で、復興公営住宅の家賃がどの程度となるか具体的に知りたいです。試算を手伝ってもらうことはできますか。

⇒試算のお手伝いは、可能です。申込受付期間中の平日（午前9時～午後5時）に町役場にお越しください。

⇒試算に必要な書類等がありますので、事前に復興推進課にご連絡ください。

【復興公営住宅に関するお問い合わせ先：穴水町役場 復興推進課 住宅整備室】
電話：0768-52-3680（平日　午前9時～午後5時）